

佐賀県学習者用パソコン購入費貸付制度のご案内

平成26年4月から佐賀県の全ての県立高校の新入生を対象に、一人1台の学習者用パソコンを使った授業が始まります。

佐賀県教育委員会では、この学習者用パソコンの購入に当たり、一括でのお支払いの負担を軽減するため、「佐賀県学習者用パソコン購入費貸付制度」を創設することとしています。

この貸付のご利用を希望される方は、合格発表後の3月19日（水曜日）に各県立高校で開催される「入学予定者説明会」でお申込みください。

1 佐賀県学習者用パソコン購入費貸付制度について

■ 学習者用パソコンについて

平成26年県立高校入学生の皆さんは、入学に当たり、佐賀県教育委員会が指定する学習者用パソコンが必要です。

この学習者用パソコンは、タブレットとしても使用できるパーソナルコンピュータで、デジタル教材を含んで8万4千円程度です。そのうち、購入時にお支払いいただく額は、5万円です。（差額については、県が補助します。）

■ 貸付制度の概要

学習者用パソコンの購入に当たって必要な5万円をお貸しし、高校在学期間中に分割でご返還いただく制度です。

| | | |
|---------|---|--|
| 対 象 者 | 平成26年度佐賀県立高校新入学生 | |
| | ただし、次の①、②に該当する方は、当貸付のご利用はできません。 ① 佐賀県育英資金を利用して学習者用パソコンを購入する方 ② すでに所有されているパソコンを使用するため、学習者用パソコンを購入されない方 | |
| 対象パソコン | 佐賀県教育委員会が指定する学習者用パソコン指定納入業者から購入するパソコン | |
| 貸付金額 | 5万円（5万円以外の金額は選択できません） ※ 現金に換えて「学習者用パソコン引換券」を発行します。 ※ 貸付金については、県から学習者用パソコン指定納入業者に支払いますので、申込者の口座には振り込まれません。 | |
| 連帯保証人 | 1名（親権者または未成年後見人） | |
| 金 利 | なし | |
| 返 還 方 法 | 返 還 金 額 | 毎月2,000円の月賦払（25回） |
| | 返 還 期 間 | 平成26年7月～平成28年7月（25月）（予定） |
| | 返 還 方 法 | 授業料等納付口座からの自動引き落とし （授業料や校納金等と一緒に引き落とされます） |
| | そ の 他 | 一括繰上返還可 |

2 佐賀県学習者用パソコン購入費貸付制度の申請手続等

■ 貸付申請から返還開始までの手続等

① 貸付申請

各県立高校で開催される「入学予定者説明会」で申請書類を提出してください。

※ 入学予定者説明会以外での申請受付は行いませんので、貸付を希望される場合は、必ず、入学予定者説明会で申請書類をご提出ください。（二次募集合格者の方については、二次募集合格者向け入学予定者説明会で申請書類をご提出ください。）

⇒ 申請書類の受付時に、「**学習者用パソコン引換券**」をお渡しします。

| 必要書類 | 説明 |
|----------|--|
| 申請書類（1部） | 別添「 学習者用パソコン購入費貸付申請書（様式第1号） 」に、【記載例】を参考に、必要事項をご記入・押印ください。 |

※ 親権者又は未成年後見人（連帯保証人予定者）について

借用証書提出の際に、連帯保証人になられる方で記載してください。原則として、同居の親権者（通常は、父母が親権者）です。

② 学習者用パソコン購入

各県立高校が指定するパソコン販売会時に、「**学習者用パソコン引換券**」を使い、学習者用パソコンをご購入ください。（現金をお支払いいただく必要はありません。）

※ 「**学習者用パソコン引換券**」がないと、学習者用パソコンをお受け取りいただけません。紛失・汚損等のないよう大切に保管してください。（他人への譲渡もできません。）

③ 学習者用パソコン貸付決定

佐賀県立高校への入学を確認し、貸付の決定を行います。

貸付の決定については、文書でお知らせします。

※ 入学が確認できない場合、貸付はできません。

④ 借用証書の提出

借用証書及び連帯保証人の印鑑登録証明書をご提出ください。

| 必要書類 | 説明 |
|-------------------|---------------------------------------|
| 借用証書（1部） | 借用証書の様式については、入学後、貸付決定通知とあわせて、配付いたします。 |
| 連帯保証人の印鑑登録証明書（1通） | 市役所等で取得 |

※ 連帯保証人について

本人と連帯して、返還の責任を負います。原則として、同居の親権者（通常は、父母が親権者）です。（借用証書には、必ず実印を押印してください。）

⑤ 返還の開始

貸付金の返還は、平成 26 年 7 月から開始予定です。佐賀県立高等学校授業料等口座振替指定預金口座から返還終了まで毎月 2,000 円（計 25 回払い）を引き落とします。

※ 貸付残額の一括繰上げ返済も可能です。

■ 貸付申請を取り下げる場合の手続

貸付申請書を提出後、貸付申請の取下げを希望される方は、4 月 1 日（火曜日）午後 5 時までに、佐賀県教育庁教育支援課へご連絡ください。

■ その他

- ・ 佐賀県育英資金（予約募集）の内定を受けている方で、育英資金を利用してパソコンを購入する方は、当貸付の申請はできません。
なお、育英資金の内定を辞退された場合は、申請できます。
- ・ まだ育英資金に応募をされていない方で、今後、佐賀県育英資金の貸与を希望される方は、「入学予定者説明会」において、佐賀県育英資金の在学募集の仮申込みを受け付けますので、高校から願書等の用紙をもらってください。
- ・ 返還完了前に、退学等の異動がある場合は、一括返還が必要です。
- ・ 当貸付については、2 月県議会の議決を受けて制度の運用開始となります。

当貸付制度のほか学習者用パソコンに関する情報については、県ホームページで公開していますので、ご覧ください。

⇒ ICT 利活用教育に関するホームページ

http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/_1018/_77455.html



お問い合わせ先：佐賀県教育庁教育支援課

☎0952-25-7223 ✉kyouikushien@pref.saga.lg.jp

記載例

引換券番号 (学校使用欄)

学習者用パソコン購入費貸付申請書

↑ 記入不要

平成26年 3月19日

↑ 申請書提出日

佐賀県教育委員会教育長 様

(本人)

住所: 〒840-XXXX 佐賀市〇〇町〇番〇号
フリガナ: サガ マナブ
氏名: 佐賀 学
電話番号: 0952 - ΔΔ - XXXX

貸付申請者は、生徒ご本人となります

別の印鑑をご使用ください

(親権者又は未成年後見人) ※ 連帯保証人予定者

住所: 〒840-XXXX 佐賀市〇〇町〇番〇号
フリガナ: サガ タロウ
氏名: 佐賀 太郎
電話番号: 0952 - ΔΔ - XXXX

学習者用パソコンを購入する必要がありますので、次のとおり貸付けを希望します。
なお、貸付けを受けた学習者用パソコン購入費については、佐賀県学習者用パソコン購入費貸付要綱の規定に従い、滞りなく返還することを約束します。
また、佐賀県育英資金の申請及び受給状況について佐賀県教育委員会が調査することに同意します。

- 1 希望額 金50,000円
2 進学予定高等学校 佐賀 高等学校

委任状

↓ 申請書提出日

平成26年 3月19日

(本人) 住所 〒840-XXXX 佐賀市〇〇町〇番〇号
フリガナ サガ マナブ
氏名 佐賀 学

(親権者又は未成年後見人) 住所 〒840-XXXX 佐賀市〇〇町〇番〇号
※連帯保証人予定者
フリガナ サガ タロウ
氏名 佐賀 太郎

上(申請欄)で使用した印鑑をご使用ください

貸付が決定した場合は、次の者(学習者用パソコン指定納入業者)に貸付金の受領を委任します。
なお、学習者用パソコンの受領及び貸付金支払いのため、私の氏名及び進学先の県立高等学校名を学習者用パソコン指定納入業者に対して提供することを同意します。

住所 佐賀市鍋島町大字森田902

氏名 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣